

学校感染症による欠席について

下記の学校伝染病に罹患した場合、学校保健安全法に基づき出席停止の扱いです。(欠席にはなりません)

主治医の指示に従って、治療・療養に専念してください。

まずは罹患後すぐに電話で学校にご連絡いただき、治癒後（登校時）には「学校感染症による欠席届」をご提出ください。

「学校感染症による欠席届」は、HP からダウンロードして印刷するか、担任教諭までご連絡ください。

感染症の予防と出席停止

1 法的根拠 学校保健安全法第 19 条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、
又はかかるおそれのある児童生徒があるときは、
政令の定めるところにより、出席を停止させることができる。

2 学校において予防すべき感染症とその期間について

(学校保健安全法施行規則の一部改正 令和 5 年 5 月 8 日施行)

施行規則第 18 条感染症の種類、第 19 条出席停止の期間の基準

| | 病名 | 出席停止の期間 |
|---|---|---|
| 第 1 種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、第 1 種の感染症とみなす |
| 第 2 種 | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） | 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹（はしか） | 解熱後 3 日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん（3 日はしか） | 発しんが消失するまで |
| | 水痘（水ぼうそう） | すべての発しんが痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで |
| | 結核 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | |
| ※ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。 | | |
| 第 3 種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |

※その他の感染症とは

学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学校長が学校医の意見を聞き、第 3 種の感染症として措置をとることができる疾患である。

以下、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例

- 感染症胃腸炎 ●サルモネラ感染症 ●溶連菌感染症 ●伝染性紅斑（りんご病）
- 手足口病 ●ヘルパンギーナ ●マイコプラズマ感染症 ●皮膚真菌症